

教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）、社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）、川崎市教育文化会館条例（昭和42年3月23日条例第18号）第3条、川崎市市民館条例（昭和47年3月28日条例第38号）第3条の規定に基づき、教育文化会館・市民館・分館（以下「市民館」という）における社会教育振興事業について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 社会教育振興事業の実施にあたっては、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざすこととし、次の基本方針を定める。

- (1) 市民一人ひとりの学習する権利と自由を保障し、市民の主体的な学習活動を振興する。
- (2) 人権尊重の精神に基づき、市民一人ひとりが互いに認め合い共に生きる社会の創造をめざす。
- (3) 市民の主体的な学習活動の振興を通して、市民参画と協働による市民自治の実現をめざす。

(教育事業)

第3条 前条の基本方針に基づき、次の社会教育振興事業を行う。

(1) 社会参加・共生推進学習事業

社会参加の機会を得にくい方を対象に、必要な知識の習得や体験等の学習機会の提供を通して、社会参加促進に向けた支援を推進する。また、学習活動に市民ボランティアが共同学習者として参画することを通して、共に生きる地域社会の実現をめざす。

(2) 市民自治基礎学習事業

絶え間なく変化する社会のなかで生じる様々な問題を、共通の課題として主体的に学び合うことを通して、市民自治の実現に向けた基盤づくりを推進する。

(3) 市民学習・市民活動活性化学習事業

地域課題や生活課題の解決に向け、市民が、市民館との協働により自ら学びの場を創出することを通して、市民の主体的な学習活動を振興するとともに市民活動の活性化をめざす。

(4) 市民・行政協働・ネットワーク学習事業

市民の主体的な学習活動や市民活動の活性化に向け、市民と学校、区役所や市民館などが連携・協力して行う学習活動の振興を図るとともに、広く学習にかかわる情報や人などのネットワークづくりを推進する。

(5) 現代的課題対応学習事業

社会の変化や折々の時代の要請に的確に対応し、喫緊な地域課題の解決に向けた柔軟な学習活動を推進する。

(6) 教育文化会館・市民館学習環境整備事業

市民館を市民の生涯学習、市民活動の拠点とするために、市民等の参画に配慮しながら良好な学習環境を整備する。

2 前項の実施内容については別途定める。

(個人情報取扱い)

第4条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、社会教育振興事業の実施にあたり知り得た個人情報については、漏えいその他の事故を防止するため、適切に維持管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正の要綱は、令和5年4月1日から適用する。